

平成30年度

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会事業計画

1 基本方針

平成30年度は平成29年度よりの社会福祉法人改正法に基づいた新しい理事・評議員体制により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等の意識を今まで以上に持ち、県内唯一の当事者団体等で組織する法人の基本理念に根差し、各事業を実施する。今までの神奈川県域および川崎市から神奈川全域に視野を広げ、県内の聴覚障害者福祉力を高め、聴覚障害者の社会参加・福祉発展に向けて県内聴覚障害当事者団体及び支援団体等との連携を強化し、聴覚障害者の尊厳が保持される地域社会の実現に向けた方向での事業展開を行う。

具体的には、神奈川県内2か所の「聴覚障害者情報提供施設」神奈川県聴覚障害者福祉センターと川崎市聴覚障害者情報文化センターの指定管理事業、神奈川盲ろう通訳・介助員派遣委託事業、遠隔手話通訳サービス事業、法人自主事業その他の社会福祉事業を実施する。それらの事業実施を通し、聴覚障害者が抱えるさまざまなコミュニケーション課題や生活課題を把握・整理し、その改善に努めていく。

事業の実施にあたっては、法人基本理念に併せて、社会福祉法や障害者基本法、個人情報保護法、障害者差別解消法等の関連法令を遵守するとともに、神奈川県言語条例を踏まえ、聴覚障害当事者団体及び支援者団体等との連携を図りながら、聴覚障害者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する。

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会理念

- 一、聴覚障害者の社会参加と完全な平等の実現を目指す。
- 一、聴覚障害（者）の問題を掘り起し、解決に向けて取り組む。
- 一、聴覚障害者のニーズに合った適切なサービスを提供する。
- 一、聴覚障害に関わる正しい知識を社会に啓発し普及する。
- 一、聴覚障害者が主体性を発揮して経営する。

2 事業計画

(1) 法人運営事業

- 1) 理事会、評議員会の開催
- 2) 監査の実施
- 3) 苦情解決の実施と苦情解決委員会の開催
- 4) センターまつりの実施
- 5) 職員の研修
- 6) 新規事業の検討
- 7) その他法人の適正な運営に必要な会議等

(2) 法人本部事業（手話通訳等事業）の実施

- 1) 手話通訳者の派遣
- 2) 要約筆記者の派遣
- 3) 盲ろう通訳・介助員の派遣
- 4) 手話指導者等の派遣
- 5) その他

(3) 神奈川県聴覚障害者福祉センター（神奈川県指定管理事業）の運営 別添資料参照

(4) 川崎市聴覚障害者情報文化センター（川崎市指定管理事業）の運営 別添資料参照

(5) 神奈川県盲ろう者通訳・介助員派遣事業（神奈川県委託事業）の実施

- 1) 盲ろう者通訳・介助員派遣事業の実施
- 2) 盲ろう者通訳・介助員養成事業
- 3) 盲ろう者通訳・介助員現任研修事業
- 4) 盲ろう者通訳・介助員頸肩腕障害健診事業

(6) 遠隔手話通訳サービス事業（神奈川県委託事業）の実施

- 1) 遠隔手話通訳サービスの実施
- 2) 県の県民意見反映手続きにおいて手話対応に係る翻訳業務の実施
- 3) 職員研修の実施

(7) その他